

福介第 795 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 13 第 1 項の規定に基づき、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を定めるので、同法第 78 条の 16 第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 2 日

福岡市長 高島 宗一郎

1 市町村長指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 市町村長指定区域

福岡市内全域

3 市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

4 効力が生ずる日

令和 8 年 4 月 1 日